

2012年度成蹊大学法科大学院入学試験 憲法

問題1 以下の(1)～(4)の小問にいずれも【7行以内】で答えよ。(配点40)

- (1)「一票の価値の平等」について、衆議院議員選挙と参議院議員選挙に対する最高裁判所の判断の相違にも触れて、条文も明記した上で簡潔に説明せよ。
- (2)猿払事件第一審判決(旭川地裁昭和43年3月25日判決)について、その事案と判決で示された違憲判断の方法について説明せよ。
- (3)「信教の自由」と「政教分離」の関係について、具体例も挙げた上で説明せよ。
- (4)破壊活動防止法に規定されている「煽動の罪」の憲法学上の問題点について、関連する最高裁判決も提示した上で検討せよ。

問題2 以下の文章を読んで、設問に答えよ。(配点60)

W市は、都心部の人口過密状態を緩和することを目的とした国の国土開発計画に基づき、T湾岸を大規模に埋め立てて造成された土地の上に、十数年前に開発・新設された都市である。高度都市機能をもつ「近未来型ウォーターフロント都市」という鳴物入りで大々的に宣伝され、新奇性があり、福利厚生も充実していることから、地価等が相当高額なものにもかかわらず、住民らの生活の満足度は高い。W市への移転を希望しつつもかなわない者も多く、同市に住むことはある種のステータスとされていた。

20XX年12月10日、隕石がW市を襲った。隕石の飛来を観測した宇宙観測庁からの連絡を受けた国は、至急の避難をW市住民らに呼び掛け、幸い、全住民が辛うじて難を逃れた。しかし、隕石によってW市はその半分が海没し、残り半分もほぼ壊滅状態で復興の見通しが立たない状況にある。国会は急遽、W市被災者生活再建支援特別措置法(以下、再建特措法)を制定した。再建特措法に基づき、仮設住宅が提供された住民もいるが、仮設住宅の建設が間に合わず、未だに不便の多い避難所暮らしを強いられている者が相当数ある。被災者住民らは、避難所生活を送るW大学法学部学生Aから聞きかじった知識をもとに、やり場のないストレスと怒りの矛先を国に向け、次のような考えを持つに至り、集団で訴訟を提起することを決意した。「国が、隕石によって生じた我々の損害をすべて補償すべきだ。そうでなくても賠償すべきだ。」「憲法は健康で文化的な最低限度の生活を保障しているが、避難所生活は違憲状態だ。」「再建特措法での支援はまったく不十分である。これは、国がなすべき立法をしていない状態に等しい。」「被災者間で仮設住宅と避難所とで待遇が異なるのは不平等だ。」

〔設問〕あなたが被災者住民から依頼を受けた弁護士だと仮定して、被災者らの上記のような意見は、どこまでが憲法論上、筋の通った主張であるとして訴訟で認められる可能性があるか、その理由を示した上で、住民らに説明すべき内容を検討せよ。

また、住民らの主張以外にも考えられ得る憲法上の問題点についても論ぜよ。